国際・経済・港湾委員会資料 令 和 7 年 2 月 1 3 日 港 湾 局

## 市第134号議案 中区本牧ふ頭所在市有土地の処分

## 1 要 旨

国際コンテナ戦略港湾政策に基づく基幹航路の維持・拡大に向けた平成23年の 港湾法改正により、国による直轄工事の範囲が拡大され、国が用地を取得して荷 さばき地を整備した上で、港湾運営会社に低廉な価格で直接貸し付けることによ り国際競争力を強化することが可能となりました。

そのため、再整備を進めている本牧ふ頭D5コンテナターミナルの市有地を国 に売却し財源を創出するとともに、更なる競争力強化を推進するものです。

## 2 市有土地の概要及び売払金額

所	在	中区本牧ふ頭1番の363及び1番の437
地	目	宅地
地	積	19, 119. 73平方メートル
単	価	195,600円/平方メートル
金	額	3, 739, 819, 188円

## 3 処分の相手先及び利用用途

(1) 処分の相手先

国(国土交通省関東地方整備局)

(2) 利用用途

コンテナターミナルの岸壁及び荷さばき地

【参考】本牧ふ頭D5コンテナターミナルの位置図及び案内図



